

確認申請関係

区分		確認申請手数料	中間検査申請手数料	完了検査申請手数料 (中間検査あり)	完了検査申請手数料 (中間検査なし)
(床面積) 30㎡以内		12,000	26,000	28,000	29,000
30㎡超～100㎡以内		27,000	32,000	34,000	35,000
100㎡超～200㎡以内		63,000	50,000	56,000	58,000
200㎡超～500㎡以内		97,000	71,000	79,000	82,000
500㎡超～1,000㎡以内		110,000	77,000	84,000	88,000
1,000㎡超～2,000㎡以内		160,000	86,000	91,000	97,000
2,000㎡超～10,000㎡以内		239,000	148,000	169,000	177,000
10,000㎡超～50,000㎡以内		352,000	211,000	245,000	252,000
50,000㎡超		630,000	404,000	458,000	464,000
建築設備	小荷物専用昇降機以外	23,000			41,000
	小荷物専用昇降機	8,000			24,000
工作物を築造する場合(1申請あたり)		17,000			29,000

○建築物の移転（同一敷地内における移転に限る。）、大規模の修繕若しくは模様替を行う場合は、移転・修繕、模様替を行う部分の床面積を2分の1して、確認申請の手数料を適用した額となります。なお、中間検査は対象外となります。

○中間検査の場合は表中の床面積は検査対象床面積に読み替えます。

○計画変更に係る手数料についてはお問い合わせください。

建築物省エネ法に基づく審査（仕様基準）

区分	床面積の合計	手数料（円）※
一戸建ての住宅	200㎡以内	15,000
	200㎡超	16,000
共同住宅 長屋 その他の一戸建て住宅以外の住宅	300㎡以内	27,000
	300㎡超～2,000㎡以内	42,000
	2,000㎡超～5,000㎡以内	66,000
	5,000㎡超	85,000

※確認申請手数料に加算されます。

許認可等

条項	許認可、認定等の内容		申請手数料（円）
法第7条の6第1項第1号 若しくは第2号	検査済証の交付前における仮使用認定		120,000
法第43条第2項第1号	建築物の敷地と道路との関係の建築認定		27,000
法第85条第6項	仮設建築物の許可		120,000
法第86条第1項	一団地内に建築される1又は2以上の建築物の特例認定	建築物の数 $\leq$ 2	78,000
		建築物の数 $\geq$ 3	78,000 +28,000 $\times$ (建築物の数-2)
法第86条第2項	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定	既存建築物を除く建築物の数 $=$ 1	78,000
		既存建築物を除く建築物の数 $\geq$ 2	78,000 +28,000 $\times$ (建築物の数-1)
法第86条の2第1項	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	一敷地内認定建築物を除く建築物の数 $=$ 1	78,000
		一敷地内認定建築物を除く建築物の数 $\geq$ 2	78,000 +28,000 $\times$ (建築物の数-1)
法第86条の5第1項	一の敷地とみなすこと等の認定の取消し		6,400 +12,000 $\times$ 現に存する建築物の数
法第86条の6第2項	総合的設計による一団地の住宅施設に関する制限の特例認定		27,000
法第86条の8第1項	既存の一の建築物を段階的に増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和に係る認定		27,000
法第86条の8第3項	既存の一の建築物を段階的に増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更		27,000
法第87条の2第1項	既存の一の建築物を段階的に用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定		27,000
法第87条の3第6項	建築物の用途を辺国して一時的に興行場として使用する場合の制限の緩和に係る許可		120,000
令第137条の12第6項	用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定		27,000
令第137条の12第7項	形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定		27,000